

お知らせ

粗大ごみの出し方の確認を

各家庭から出るごみで、市指定のごみ袋に入らないタンス・机などの家具類や自転車・布団などの大型のごみは粗大ごみとなります。ごみ集積場所には出せません。粗大ごみを出すには次の3つの方法があります。

①自治会単位で年1回程度実施する粗大ごみ回収に出す②戸別回収を申し込む③清掃工場に事前連絡し、自己搬入する。

戸別回収は西部清掃事務所 ☎027-253-1009、自己搬入は荻窪清掃工場 ☎027-269-0621か富士見クリンステーション ☎027-230-5300へ ☎ごみ減量課 ☎027-898-6272

危険物取扱者試験と準備講習

危険物取扱者試験と準備講習会を実施。試験案内などは、消防局予防課、各消防署・分署などで配布します。

危険物取扱者試験

日時 11月15日(日)午前9時

会場 前工高（石関町）など
費用 甲種5,000円、乙種3,400円、丙種2,700円

乙種第四類試験の準備講習会
日時 10月30日(金)午前9時～午後4時

会場 消防局
費用 9,000円

以上の2つは9月25日(金)～10月7日(水)に消防局予防課（☎027-220-4509）へ直接

赤い羽根共同募金にご協力を

10月1日(木)から赤い羽根共同募金運動が始まります。地域や学校、職場などでも募金活動が行われますので、ぜひ、ご協力ください。

昨年は、皆さんの温かい協力で、2,916万1,023円もの浄財が寄せられました。これらは、県・市内の社会福祉施設や団体に助成され、地域の福祉へ有効に活用されています。

共同募金会前橋市支会 ☎027-237-1112

市立図書館

☎027-224-4311

移動図書館ひろせ号（10月、12月）

巡回日程 下表のとおり

大規模土地取引は届け出を

10月1日(木)は土地の日、10月は土地月間です。一定面積以上の土地取引を行った場合には、契約日から14日以内に市役所都市計画課へ届け出が必要になります。忘れずに届け出をしてください。

届け出が必要な面積 市街化区域は2,000平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域内は5,000平方メートル以上、都市計画区域外は1万平方メートル以上
都市計画課 ☎027-898-6943

不動産鑑定士による無料相談会

地価評価などの相談が無料でできます。

日時 10月5日(月)午前10時～午後3時
会場 市役所1階市民ロビー
県地域政策課 ☎027-226-2366

特殊建築物は定期報告が必要

大勢の人が利用する特殊建築物やこれに付随する建築設備は、その状態を定期的に調査する必要があります。

次に該当する建築物などの所有者が管理者は、資格のある専



ようこそ市長室へ
スマートフォンまたは
タブレット端末でご覧ください

市長コラム

国保の年代別の医療費を見ると55歳以降で大幅に増加しています。この頃から体調に変化が現れ健康を損なう方が増えることが分かります。

一方、特定健診の受診率は40～44歳の男性が15.3%、女性が20.6%と若い方が低いのが現状です。いつまでも健康で元気であるためには若い頃からの健康管理がとても大切です。

そこで、若年層の健診受診率向上などを図るため、さらには糖尿病や高血圧性疾患といった生活習慣病の発症、重症化を予防するため、国保データヘルス計画を策定しました。

健康づくりも市民の皆さんが主役です。健康寿命を延ばし、運行が始まるマイタクで外出して、いつまでも元気で健やかな生活をお送りください。

山本 龍

国民年金後納制度が変更

現制度は9月30日まで

国民年金保険料の未払い分の10年の後納制度は9月30日(水)で終了します。代わりに10月1日(木)から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる5年の後納制度が開始。10年の後納制度よりも納付期間が短く、保険料の加算額は高くなります。なお、老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度は利用できません。後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは問い合わせてください。
前橋年金事務所 ☎027-231-1706

門家に調査を依頼し、定期報告書を10月1日(木)から11月30日(月)までに市役所建築指導課へ提出してください。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。
対象建築物など 一定規模以上の観覧場（屋外観覧場を除く）・公会堂・集会場・学校・体育館。ただし、学校・体育館の建築設備は定期報告の対象外
建築指導課 ☎027-898-6752

都市計画原案の閲覧と公聴会

都市計画道路の変更案の閲覧と公聴会を行います。
変更内容 8・7・2号牛池川河畔道路の延長1,940メートル、490メートル
閲覧期間 9月25日(金)～10月9

日(金)（土日曜を除く）、午前8時30分～午後5時15分
閲覧場所 市役所都市計画課
公述申出書の提出 公聴会で意見の発表を希望する人は、10月9日(金)（必着）までに郵送で。住所・氏名・年齢・職業・原案についての利害関係、意見の要旨を書いた「公述申出書」を記入し、市役所都市計画課へ
公聴会
日時 10月27日(火)午後7時
会場 元総社市民サービスセンター
その他 期間中に公述申出書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止。その旨を会場と本市ホームページでお知らせします
当日会場へ直接
都市計画課 ☎027-898-6944